しょくにんたち〜食と職　会則

（名称）

第１条　この会は、しょくにんたち〜食と職と称する。

（事務所）

第２条　この会の事務所は、岡山市に置く。

（目的）

第３条　この会は、児童養護施設に入所する児童が、出所後も多様な価値観を持って豊かな生活

　　　　を歩める社会を実現するために、各種教育・文化活動を児童に提供することを目的とす

　　　　る。

（活動・事業の種類）

第４条　この会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

1. 児童養護施設での各種教育・文化事業の企画、及び運営
2. 児童養護施設や保護を必要とする児童への支援を呼びかける啓発活動

(3)　その他、前条の目的を達成するために必要と思われる活動

（会員）

第５条　この会の会員は、次の２種類とする。

(1)正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2)賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第６条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

（会費）

第７条　会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

　正会員　５，０００円

　賛助会員　１０，０００円

（退会）

第８条　会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)本人が死亡したとき。

(2)会費を２年以上納入しないとき。

（役員）

第９条　この会に次の役員を置く。

(1)会長

(2)副会長

(3)会計・監査

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第１０条　会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

４　会計は，寄附金及びその利息並びに収入支出の管理を行う。

３　監査は、会の業務および財産の状況を監査する。

（解任）

第１１条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）

第１２条　この会の総会は、正会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

(1)会則、事業等の変更

(2)解散

(3)事業報告及び収支予算

(4)役員の選任又は解任

(5)その他会の運営に関する重要事項

３　総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を

　　もって出席と代えることができる。

（議事録）

第１３条　総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第１４条　役員会は役員をもって構成する。ただし、監査を除く。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第１５条　会長は、毎事業年度終了後３か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。（事業年度）

（事業年度）

第１６条　この会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（委任）

第１７条　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

第１８条　この会則は、総会において、出席者の３分の２以上の承認がなければ変更できない。

附　則

この会則は、平成３１年２月１日から施行する。